

協働事業提案制度令和 5 年度改正概要(案)

1 改正点

- (1) 市民提案型協働事業へ複数年補助の導入
- (2) 連続提案する事業に対する審査の簡略化
- (3) 市民提案型協働事業の事業内容変更に伴う、補助金額変更の仕組みの導入
- (4) 行政提案型協働事業の廃止

2 募集する提案の区分

- (1) 市民提案型協働事業
- (2) アイデア提案
 - ※ 行政提案型協働事業は、これまでの募集実績や事業化の実績をふまえ廃止

3 市民提案型協働事業

- (1) 事業の実施期間
 - ・翌年度 4 月～ 2 月までの単年度事業
 - ※ 毎年度、市の審査を経る必要があるが、3 年度を限度に連続して提案が可能
- (2) 提案型協働事業の要件

対象事業 ①～④ をすべて 満たす事業	<ul style="list-style-type: none"> ①市内で実施される公共的または公益的な事業であって、地域課題の解決または地域の活性化が見込める事業であること ②具体的な効果及び成果を期待することができる事業であること ③市民と市の役割分担が明確であり、協働で実施することにより相乗効果を期待することができる事業であること ④提案者が実施することが可能な事業であること
対象外事業 ①～⑤ のいずれかに該当する事業	<ul style="list-style-type: none"> ①政治、宗教もしくは選挙活動を目的とする事業、または営利を主な目的とする事業 ②特定の個人、または法人その他の団体のみが利益を受ける事業 ③施設などの建設、または整備を目的とする事業 ④富士見市が実施している既存の制度で対応できる事業 ⑤法令または公序良俗に反し、または反するおそれのある事業

(3) 提案者の要件

<p>対象者 ①～③をすべて満たす法人、団体</p>	<p>①法人または3人以上で組織している団体で、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤または在学している個人であること ②市内に事務所もしくは事業所を有し、主たる活動場所を市内に置いていること ③提案型協働事業を主体的かつ的確に遂行することができる体制であること</p>
<p>対象とならない者 ①～⑥のいずれかに該当する事業</p>	<p>①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者 ②政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とする者 ③特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者となろうとする者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする者 ④富士見市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号のいずれかに該当する者またはその者と密接な関係を有すると認められる者 ⑤法令または公序良俗に反し、または反するおそれのある者 ⑥その他市長が適当でないと認める者</p>

(4) 提案の流れ

・新規提案事業の場合

①事前相談	※提案希望団体は必須	9月～10月
②担当部署との協議・提案書作成	11月	
③提案書提出	12月	

・連続提案事業の場合 ※事業実施中

①担当部署との協議・提案書作成	～1月
②提案書提出（+補助金実績報告書提出）	～2月

(5) 提案の審査など

・審査

分類	書類審査	プレゼンテーション審査（1月）
新規提案事業	○	○
連続提案事業	○	✕

※ 連続提案事業は、補助金実績報告書をふまえた書類審査のみ

・プレゼンテーション審査項目

事業の必要性	①公共的な課題の解決や地域の活性化などについて、現状を把握し、市民に必要とされる事業である
公益性及び市民サービスの向上	①成果が不特定多数の市民に波及する ②市民サービスの向上につながる
計画性・実現性	①計画が具体的で実現可能である ②予算が適切に積算されている ③実施までのスケジュールが適切である
協働の必要性	①提案者と市との役割分担が明確で、相互の特性を活かしている ②事業目的達成のための、提案者と市の協働の必要性が明確である
発展性	①地域課題の解決や地域の活性化の創出が期待できる
事業実施能力	①提案者には、事業実施のために必要な体制などがある ②事業の実施に対する熱意があると認められる

(6) 事業への補助金の交付

- ・1事業につき連続して3年度まで交付を可能とし、上限額は次のとおり。

初年度：20万円（補助対象経費の100%）

2年度：15万円（補助対象経費の100%）

3年度：10万円（補助対象経費の100%）

※ 補助対象経費は、現行に同じ

- ・限度額内であれば追加交付を可能とする

事業内容変更の承認を受けた場合には、補助金額の変更申請も可能とする。

(7) 採択決定

- ・採択決定 3月

(8) 採択決定後の手続

- ・協定書の締結
- ・補助金の交付申請
- ・事業実施後の報告
- ・事後評価

4 アイデア提案

(1) 提案者の要件

対象者 ①または②の いずれかの者	<ul style="list-style-type: none"> ①市内に在住、在勤または在学している個人 ②市内に事務所もしくは事業所を有する法人、その他の団体
対象とならない者 ①～⑥のいずれかに該当する事業	<ul style="list-style-type: none"> ①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者 ②政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とする者 ③特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者となろうとする者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする者 ④富士見市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号のいずれかに該当する者またはその者と密接な関係を有すると認められる者 ⑤法令または公序良俗に反し、または反するおそれのある者 ⑥その他市長が適当でないと認める者

(2) アイデア提案の要件

対象事業 ①～④をすべて 満たす事業	<ul style="list-style-type: none"> ①市内で実施される公共的または公益的な事業であって、地域課題の解決または地域の活性化が見込める事業であること ②具体的な効果及び成果を期待することができる事業であること ③市民と市の役割分担が明確であり、協働で実施することにより相乗効果を期待することができる事業であること ④提案者が実施することが可能な事業であること
対象外事業 ①～⑤のいずれかに該当する事業	<ul style="list-style-type: none"> ①政治、宗教もしくは選挙活動を目的とする事業、または営利を主な目的とする事業 ②特定の個人、または法人その他の団体のみが利益を受ける事業 ③施設などの建設、または整備を目的とする事業 ④富士見市が実施している既存の制度で対応できる事業 ⑤法令または公序良俗に反し、または反するおそれのある事業

(3) 登録までの流れ

①登録申込書の提出		随時
②書類審査（庁内委員会で決定）		随時
③登録・公表（年2回）	4月～9月受付分	10月
	10月～3月受付分	4月